

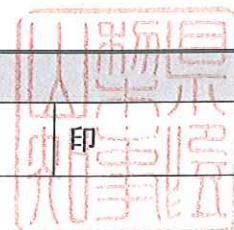
環境省・オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年2月1日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
やまなし県有林活用温暖化対策プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	山梨県(ヤマナシケン)		
住所	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号		
代表者氏名	横内正明	代表者役職	山梨県知事
担当者氏名	善積 均	担当者 所属部署・役職	森林環境部県有林課 課長補佐
担当者 E-mail	yoshizumi-thn@pref.yamanashi.lg.jp	担当者電話番号	055-223-1623
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	山梨県(ヤマナシケン)		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	山梨県(ヤマナシケン)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		



プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0063
プロジェクト登録日	2010年12月22日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>本プロジェクトは、2003(平成 15)年 4 月にFSC森林管理認証を取得した山梨県有林(認証面積 143,000ha)において、京都議定書の第 1 約束期間における温室効果ガスの削減目標のうち、森林吸収源により 3.8%を確保することを定めた国の計画を達成するため、山梨県地球温暖化対策実行計画及び山梨県県有林管理計画(＝地域森林計画や森林施業計画に相当。計画年度 2006～2015(平成 18～27)年の 10 年間)に基づいた持続可能な森林経営を実施し、対象森林の健全性を確保し、二酸化炭素吸収量を増大させることを目的とする。</p> <p>2007 年から 2009 年にかけてプロジェクト代表事業者である山梨県が、県有林内で間伐を実施した約 2,900ha をプロジェクト対象森林とし、本プロジェクトで創出されたカーボン・オフセット・クレジットによる追加的資金により、更に環境保全・生物多様性に配慮した持続可能な森林経営を推進するとともに、FSC認証木製品・紙製品等の開発、流通を促進し、消費者に対して環境に配慮した製品の普及を図る。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件 1: 山梨県有林は、山梨県における3つの地域森林計画(富士川上流森林計画区、山梨県中流森林計画区、山梨県東部森林計画区)に位置づけられた森林法第5条に該当する森林である。</p> <p>条件 2: ・FSC森林管理認証を受けた「県有林管理計画」は、計画期間が 2006(平成 18)年～ 2015(平成 27)年の10ヶ年計画であり、クレジット発行期間内に本プロジェクト対象地の土地転用及び主伐の計画はない。</p> <p>・県有林管理計画対象林には主伐が計画されている林分も含むが、これらの場所は、県有林管理計画に従い、主伐後適切に再造林される。モニタリング・検証に当たっては、県有林管理計画全体の伐採届により、それらを確認する。</p> <p>・プロジェクト申請箇所については、2007(平成 19)年4月1日以降に実施した間伐である。</p> <p>条件 3: FSC森林管理認証を受けた「県有林管理計画」により、主伐後は確実に更新が図られるよう伐採方法に応じた更新方法が記載されている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>○森林・林業基本法(第 9 条森林所有者としての責務)</p> <p>FSC森林管理認証を取得した山梨県有林は、森林の有する多面的機能の持続的発揮確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めている。</p> <p>○森林法(第 5 条地域森林計画、第十条の八伐採及び伐採後の造林の届出)</p> <p>山梨県は、全国森林計画に即して、県内3つの森林計画区別に、県有林も含めた民有林において、地域森林計画を策定している。</p> <p>プロジェクト申請箇所の内該当する箇所については、伐採及び伐採後の造林の届出が提出されている。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】

プロジェクトで使用する機器類は、次のとおりとした。

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
コンパス(S-25)	牛方商会	5年	2007年4月	面積測量機
ブルーメイス(BL-6)	カールライ社	5年	2007年4月	樹高測定器
輪尺(9D)	牛方商会	5年	2007年4月	胸高直径測定器
超音波式測高計	ハグロ社	5年	2007年4月	超小型測高計

【モニタリング方法】

モニタリング方法のガイドラインに則り、モニタリングポイントの中をグループ分けし、そのグループ毎に設けたモニタリングプロットにおいて、実測による施業面積(活動量)、毎木調査による地位の特定(吸収・排出係数)、対象森林の写真撮影によりモニタリングを実施した。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論による、地上部バイオマス及び地下部バイオマスのプロジェクト吸収量を、定められた算定式により算出し、純吸収量の算定を行った。

【モニタリング体制】

県の4つの出先機関(林務環境事務所)毎に、吸収量測定者、吸収量算定担当者、吸収量算定責任者を置き吸収量算定値を確認した。
各所データを本庁県有課に集約しモニタリング報告書を作成、課内で確認した上で承認するとともに、県森林総合研究所研究員による監査を行った。

【QA / QC 体制】

(1)教育・訓練

モニタリング実施前に1回、関係職員を招集し、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明会を開催し、関係ガイドライン・ブルーメイス研修資料を配付した。

妥当性確認審査後、ガイドラインに定められた内容以外に審査機関から指摘を受けた内容等を取りまとめた山梨県 J-VER モニタリング調査要領を策定し、各林務環境事務所あて通知するとともに、実際にモニタリングを担当する職員に対して個別に調査要領やガイドラインの詳細事項について説明及び質疑応答を行う教育訓練を実施した。

また、プロット設置や樹高測定等の調査時に必要な、ポケットコンパスの取り扱いやブルーメイスの操作方法に関する技術習得については、関係研修を定期的に行い、モニタリングに従事する職員の調査の正確性・効率性の向上を図っている。

(2)情報の管理

検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全データを文書化し、保存する。また、データ保存期間は平成35年3月31日までとする。

(3)データの確認

収集単位の確認、野外調査帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的なデータ・はずれ値の識別等を行った。データチェックは、複数人によるクロスチェックを行った。

		<p>(4)内部監査</p> <p>モニタリング、データ収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のため、県有林課長が山梨県森林総合研究所主任研究員を監査員として任命し、現地調査から吸収量算定までの工程における内容全般について、全モニタリングポイントからサンプリングによる確認とともに、全箇所における吸収量算定について検証を行った。</p> <p>監査内容は、測定の正確性、記録の正確性、集計の正確性、地位特定の正確性、吸収量算定の正確性、吸収量算定の正確性の項目毎に行い、モニタリングガイドラインに準じていない項目・手順がないか確認を行うものである。</p> <p>確認作業をとおり、モニタリングに際し必要な体制や効率的なモニタリング活動実施のための所見をとりまとめ、県有林課長に提出する。なお、内部監査の結果、必要と判断した場合は、是正措置を講ずることとする。</p> <p>(その他特筆すべき事項) 特になし。</p>					
モニタリング結果概要 ²		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項) 特になし。</p>					
適用モニタリング方法 ガイドライン		<p>オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理 プロジェクト用) ver1.9.</p>					
適用方法論		方法論番号	JRAM ver. 4.0				
		方法論名称	森林経営活動によるCO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年4月1日 ~ 2010年12月31日					
<方法論R001・R003のみ>		2,908.36 ha					
モニタリング対象面積		2,908.36 ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂ ³	4,815	10,950	10,402	—	—	26,168
認証依頼削減・吸収量		26,168 t-CO ₂					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	山梨県(ヤマナシケン)
ダブルカウントの防止措置内容	<p>ダブルカウントを避けるための措置は、以下の事項により行う。</p> <p>(1) 類似制度に基づく二重認証の禁止 他の類似した制度において温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けない。また、もし他の類似した制度において、温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けた場合には、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づき発行されるオフセット・クレジット (J-VER) 又は他の類似制度のいずれかに基づき発行される温室効果ガス排出削減又は吸収量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により無効化する。 かかる方法が困難である場合は、無効化されていない排出削減量又は吸収量に相当する量のオフセット・クレジット (J-VER) を調達したうえで、これを無効化する。</p> <p>(2) 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止 オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく認証を受け、オフセット・クレジット (J-VER) が発行された場合、プロジェクト代表事業者 (山梨県) は、当該プロジェクトにより発行されたオフセット・クレジット (J-VER) を登録簿上で他者に移転した場合、公的制度に基づく温室効果ガス排出量又は吸収量の報告の際に以下の措置を執り行う。 ① プロジェクト代表事業者 (山梨県) が当該公的制度に基づいて報告・公表を行う際に、オフセット・クレジット (J-VER) の移転による排出削減量又は吸収量を、適切に温室効果ガス排出量に上乗せ、又は、温室効果ガス吸収量を減らして報告又は公表を行う。 ② 必要に応じオフセット・クレジット (J-VER) 制度事務局及び当該公的制度管理者に対して当該情報の提供を行う。</p> <p>(3) 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止 オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく認証を受け、オフセット・クレジット (J-VER) が発行された場合、プロジェクト代表事業者 (山梨県) は、ホームページ、環境報告書などにおいて、当該プロジェクトの内容及び当該プロジェクトから創出されるオフセット・クレジット (J-VER) の発行量及び移転量を明記する。</p>
公的な報告・公表制度 (判明している公的制 度)	山梨県地球温暖化対策条例第11条に基づく温室効果ガス排出抑制計画
自主的な報告・公表対 象 (対象となるホームペ ージ、環境報告書等)	山梨県のホームページ
ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)	
事業者名	※ プロジェクト代表事業者と同様
住所	印
代表者氏名	代表者役職

担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以上